

医政第1191号
平成27年3月3日

各市町村長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公印省略)

医療法施行令等の一部を改正する政令及び診療放射線技師法施行規則及び
臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布につい
て(通知)

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたの
でお知らせします。

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

井手口

電話 096-333-2205 (直通)

E-mail ideguchi-m@pref.kumamoto.lg.jp

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)のうち、①医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正(臨床研究中核病院に関する規定)、②歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)の一部改正(歯科技工士国家試験等に関する規定)、③臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の一部改正(臨床検査技師の業務)に関する規定等が、本年4月1日から施行されることになっています。

これに伴い、本年2月12日付けで、「医療法施行令等の一部を改正する政令」(平成27年政令第46号)が公布されました。

この政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医療法施行令(昭和23年政令第326号)の一部改正関係

- 1 国が開設する臨床研究中核病院については、厚生労働大臣に対する業務報告及び厚生労働大臣による臨床研究中核病院の承認取消しの要件について、医療法の規定を読み替えて適用する等の特例を設けることとしたこと。(第1条及び第3条関係)
- 2 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとしたこと。(第4条の3関係)

第二 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）の一部改正関係

- 1 免許に関する事項の登録を受けるときの手数料の額を4,750円、免許証明書の書換交付を受けるときの手数料の額を2,850円と定めたこと。（第1条関係）
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合の歯科技工士法施行令の規定の適用について、免許の申請等に際して都道府県知事の経由を省略すること等のため、所要の読替えを行うこととしたこと。（第7条の2第1項関係）
- 3 指定登録機関が登録事務を行うときは、免許証明書の再交付を受けるときの手数料は指定登録機関に納めるものとし、納められた手数料は指定登録機関の収入とするものとしたこと。（第7条の2第2項関係）
- 4 厚生労働省に置く歯科技工士試験委員について、①学識経験のある者のうちから厚生労働大臣が任命すること、②委員の数は50人以内とすること、③委員の任期は2年とすること、④委員は非常勤とすること等を定めたこと。（第8条の2関係）
- 5 受験手数料の額を30,000円と定めたこと。（第8条の3関係）

第三 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）の一部改正関係

- 1 臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取について、次の5つの行為を定めたこと。（第8条の2関係）
 - ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
 - ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
 - ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
 - ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
 - ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

第四 その他

- 1 手数料の標準を定めている地方公共団体の事務から「歯科技工士国家試験に関する事務」を削除する等、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）について所要の規定の整備を行ったこと。

第五 施行期日

平成27年4月1日

平成27年2月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）が本年2月12日付けで公布され、同年4月1日から施行されることになっています。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）の一部改正

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第24条の2の規定が改正され、診療放射線技師の従来の業務（人体に対する放射線の照射及びMR I等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが診療放射線技師の業務範囲に新たに追加され、平成27年4月1日から施行することとされている。

この厚生労働省令で定める行為として、以下の行為を定める。（第15条の2関係）

- ① i) 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、ii) 造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、iii) 当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② i) 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、ii) 当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

- ③ i) 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、 ii)
日 当該カテーテルから空気を吸引する行為

なお、診療放射線技師がこれらの行為を行うに当たっては、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受ける必要がある。

第二 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部改正

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定により、臨床検査技師の業務とされている厚生労働省令で定める生理学的検査として、以下の行為を加える。（第1条関係）

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

第三 施行期日

平成27年4月1日